

令和8年6月

「送金犯罪」に関する罰則の創設について

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室



「送金犯罪」(※)に関する罰則創設の背景

○新たなマネロンの手口への対応の必要性

従来の手口

他人から預貯金口座を譲り受けてマネー・ローンダリングを行う。



新たな手口

近年、他人から預貯金口座を譲り受けるのではなく、他人に依頼して、マネー・ローンダリングを「させる」新たな手口がみられる。

→この典型的な手口と特徴については、次ページ参照。

○罰則を創設する必要性

○ この新たな手口は、あえて預貯金口座を他人から譲り受けないようにすることで、既存の口座売買の罰則が適用されないようにする「脱法的行為」。



○ 口座売買と同様にマネー・ローンダリングに加担するものであり、処罰の対象とする必要がある。

⇒令和8年の犯罪収益移転防止法の改正により、こうした
新たな手口を直接捕捉する罰則(送金犯罪)が新設(令和8年7月10日施行)

(※)「送金犯罪」については、「送金バイト」等と表記されることもある。「送金バイト」という表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もあるため、警察では基本的には「送金犯罪」との呼称を用いていく考え。

「送金犯罪」の典型的な手口と特徴

○典型的な手口

① SNS等での募集

乙

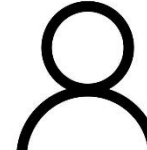
楽しんで稼げそうだな♪

簡単なバイトです。
あなたの口座に振り込まれたお金を送金するだけでバイト代5万円稼げます。



② 口座番号の提供

口座番号を教えてください



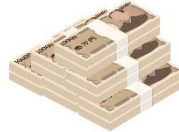
●●銀行▲▲支店
口座番号■■■です

③ 財産の移転と報酬の受領

●●銀行▲▲支店
口座番号■■■にお金を振り込んで



特殊詐欺等の被害者



送金

乙



報酬

おっ、送られてきた。5万円を引いた額を指定口座に送金しよう。楽なバイトだな♪



送金



犯罪組織

○特徴

- ・ SNS等を通じて非対面で募集を実施。
- ・ 報酬を支払うケースが大半である。
- ・ 自己の口座を売却して完全に支配権や管理権まで譲り渡すのではなく、自らは預貯金口座等を引き続き使用しつつ、他の口座（犯罪利用口座）への送金行為を実施している実態。

「送金犯罪」に関する罰則について

○対象者

- ① 他人に「送金犯罪」を**依頼した者**（犯収法第32条第1項）
（「送金犯罪」をするよう、広告等で他人を誘引した者も同様）
- ② 他人から依頼を受けて「送金犯罪」を**実行した者**（犯収法第32条第2項）
（自分に「送金犯罪」を依頼するよう、他人を勧誘・誘引した者も同様）

○適用除外

本罰則については、

- ・ **「正当な理由」**がある場合
- ・ **「有償」以外**で行われた場合

を対象から除外している。

※詳細は4・5頁参照

○法定刑

2年以下の拘禁刑若しくは3百万円以下の罰金又はこれの併科（犯収法第32条第1・2項）

【**※反復継続して**「送金犯罪」の依頼をしたり、「送金犯罪」を実行した場合】
3年以下の拘禁刑若しくは5百万円以下の罰金又はこれの併科（犯収法第32条第3項）

「正当な理由」とは（犯収法第32条第1・2項）

本罰則では、国民の正当な社会経済活動を委縮させないようにするため、**「正当な理由がない」**との要件を設けることで、正当な社会経済活動の一環として行われる送金代行行為を対象から除外している。

○「正当な理由」に該当する例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払に必要な送金を家族
に任せる場合



公共料金を支払う者
が、コンビニエンス
ストアで、手数料と
ともに必要な経費を
渡した上で、支払を
依頼した場合



上司が部下に対し、手
間賃とともに必要な経
費を渡した上で、正当
な業務に必要な費用の
支払を依頼した
場合

「有償」とは（犯収法第32条第1・2項）

本罰則では、刑罰を科するに値する行為を対象を限定する観点から、「有償」で送金の依頼等をする場合のみを対象としている。

○「有償」とは

金銭その他の対価を交付すること若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと又はそれらの約束をすること

○「有償」に該当する例

対価の交付に当たる場合の例

現金（外貨を含む）



宝石・貴金属

商品券



※現金（外貨を含む）、商品券、宝石・貴金属などの対価の交付が幅広く該当

対価となるべき利益の供与に当たる場合の例



送金したら、借金を帳消しにしてあげる。

暗号資産、各種ポイント等



※債務免除、暗号資産や各種ポイントなどの利益の供与が幅広く該当

対価の交付や利益の供与を約束する場合の例



あとで報酬を振り込むので、先に指定した口座に送金して！

※約束があれば、現物の対価の交付等がなくても該当

参 考

「送金犯罪」の依頼・誘引に係る罰則（犯収法第32条第1項）

本罰則は、「送金犯罪」を依頼した者等を処罰するもの。

○依頼犯（第32条第1項前段）

- ① 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の**正当な理由**がないのに、
- ② 自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、
- ③ 人に、
- ④ **有償**で
- ⑤ **特定役務利用財産移転行為**をするように**依頼した**こと（※行為済であることを要する）

○誘引犯（第32条第1項後段）

- ①～④ （※依頼犯の場合と同様）
- ⑤ 特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を**誘引**したこと
【誘引とは】自己の意思を間接的に表示して誘い掛け、相手方となる者の申込みを待つこと



いずれも、2年以下の拘禁刑若しくは3百万円以下の罰金又はこれの併科

【※**反復継続して依頼犯に当たる行為**をした場合】

3年以下の拘禁刑若しくは5百万円以下の罰金又はこれの併科（犯収法第32条第3項）

「送金犯罪」の実行・勧誘等に係る罰則（犯収法第32条第2項）

本罰則は、「送金犯罪」を実行した者等を処罰するもの。

○実行犯（第32条第2項前段）

- ① 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の**正当な理由**がないのに、
- ② 他人（※依頼犯）の依頼を受けて、
- ③ 当該依頼役に「当該依頼役又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転する目的」（※第32条第1項前段の目的）があることの情を知って、
- ④ **有償**で
- ⑤ **特定役務利用財産移転行為**をしたこと（※行為済であることを要する）。

○勧誘等犯（第32条第2項後段）

- ①～④（※実行犯の場合と同様）
- ⑤ 特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を**勧誘**し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引したこと

【勧誘とは】特定の者に対して、自己の欲するとおりに、ある行為をするよう直接働き掛けること

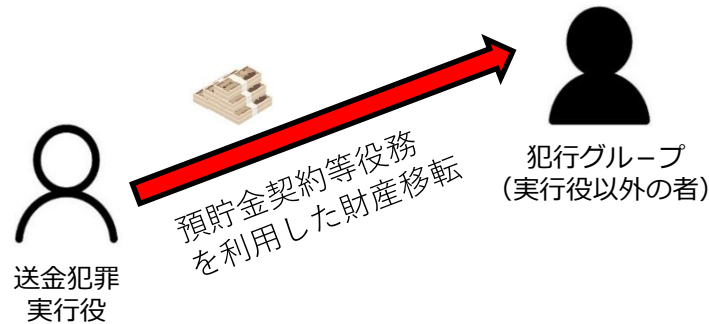
いずれも、2年以下の拘禁刑若しくは3百万円以下の罰金又はこれの併科

【※**反復継続して**実行犯に当たる行為をした場合】

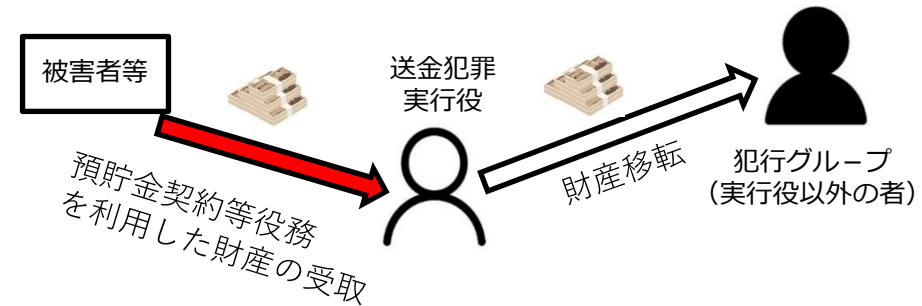
3年以下の拘禁刑若しくは5百万円以下の罰金又はこれの併科（犯収法第32条第3項）

「特定役務利用財産移転行為」の類型（犯収法第32条第4項）

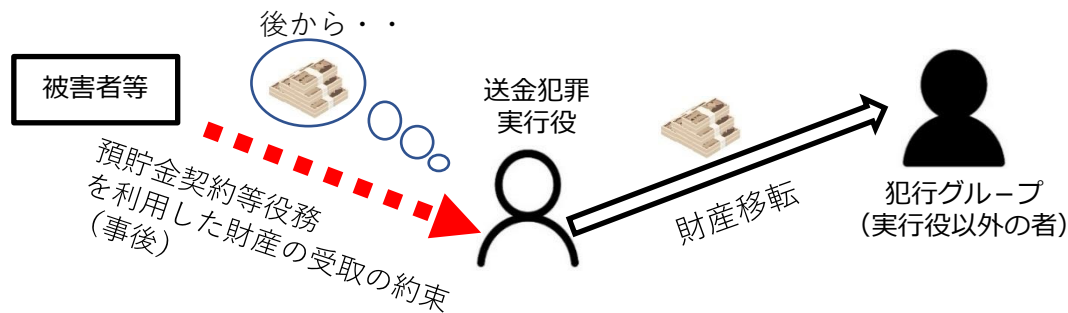
- ① 「預貯金契約等役務」を利用して自己以外の者に財産を移転する行為（第1号）



- ② 「預貯金契約等役務」を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為（第2号）



- ③ 「預貯金契約等役務」を利用して財産を受け取るとを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為（第3号）



※「預貯金契約等役務」とは、預貯金契約、高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約、暗号資産交換契約、預貯金取扱事業者や資金移動業者との間における為替取引による送金・受取等に係る役務をいう（第32条第4項参照）。